「会員及び会費等に関する規程」

2021 年 6 月 13 日

会員及び会費等に関する規程

会員および会費等に関する規定は下記のとおりとする。

目的

第１条 この規程は、一般社団法人いちご（以下、この法人という。）の会員がこの法人の運営及び諸事業に対し有する権利及び義務の詳細を明確にすることを目的として、会員の種別及び会費の納入等に関し、必要な細則を定めるものとする。

会員の種別

第 2 条 この法人の会員は正会員と賛助会員の 2 種とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同する個人又は団体で、法人活動・事業の運営活動を積極的に担い、当法人の社員として議決権を持つ。

(2)　賛助会員　　この法人の目的に賛同する個人又は団体で、資金面で当法人を支援する。議決権を持たない。

２ 前項の会員のうち正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

入会金

第 3 条 この法人の入会金は定めない。

会費

第 4 条 この法人の会費は次のとおりとする。

(1)　正会員　　年間　10,000 円

代表理事は免除とする。

(2)　賛助会員

（ア）個人　　一口 1,000 円

（イ）企業・団体　一口 10,000 円

会費の納入

第５条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。また、賛助会員の会費納入についてはその時期を定めない。

会費の返還

第 6 条 この規程により納入された会費は、やむえない理由がない限り返金しないこととする。

役割

第 7 条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会への出席

(2) 事業活動への積極的な参加

特典

第 8 条 会員は、この法人が開催する事業等に優先的に参加することができる。

規程の変更

第 9 条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。

附則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。